

副議長（江口 健君） 出席議員半数以上であります。これより議事日程第5号により本日の会議を開きます。

日程1

市政一般質問

について、前日に引き続き市政一般質問を行います。16番中田 剛議員。

〔中田 剛君登壇〕

16番（中田 剛君） おはようございます。

質問通告に基づき、通告どおり質問をいたしますので、市長並びに理事者の疑問の余地のない答弁を期待したいと思います。

深刻な不況下の中で、雇用・失業対策など市民生活をどう守り発展させていくのか、その課題について質問をいたします。

今日の経済社会情勢をめぐる実情は、企業主、商売で生計を立てている方、あるいは勤労者、年金などで生活をしている人を含め、すべての人が営業や生活の実態が厳しいことを告白いたしています。

したがって、政治や行政に問われている現在の最大の課題が不景気と経済の立て直しをどうしていくのか、こういう状況にあると考えています。

最近、マスコミを通して政府の審議会が分析をした一連の経済指標が発表されましたが、経済の実態は軒並み悪化しています。失業の悪化、倒産の深刻化、特に経済の6割を占める個人消費の悪化は、実態の深刻さに拍車をかけています。したがって、家計消費の活性化は景気を回復させるための重要なポイントと言えるでしょう。

ところで、深刻な不況下の中で、今、政府において実施されようとしている主要な施策を地方政治の関連で見えますと、不況克服というよりも、さらに地方自治体と住民へ痛みを求め続ける、こういった大変な内容になっていることが明確になってきました。例えば、地方財政の根幹をなしている交付税の削減、不良債権の処理は、中小企業の倒産と100万人単位の失業者を生み出すことは、政府もこれを否定していません。さらに、社会保障の分野でも、健康保険本人の3割負担、老人医療の75歳適用などなど、国民・市民の負担はいよいよ厳しい実態にさらされることとなります。

長崎における実態は、これまでもたびたび数値を示し、具体的な事例も挙げ、指摘を行ってきま

したので、繰り返しません、本市の真剣な取り組みが、いずれにしても強く求められていると考えています。

そこで、質問をいたしますが、まず、本市の緊急地域雇用特別交付金事業は有効なものになっているのかどうか、この状況をお示してください。

また、かつての失業対策事業的な施策を今日実施すべきであると考えますが、いかがでしょうか。市長の見解を求めておきたいと思えます。

次に、歴史教科書問題について質問をいたします。

新しい歴史教科書をつくる会が執筆した教科書について、本市教育委員会が不採択にしたことについては、当然と言えば当然であります。その努力は率直に評価をしておきたいと思えます。ここでは、内容のよしあしについて議論するつもりはありませんが、教科書採択が4年に1回めぐってくるわけですから、この教科書のどこが問題なのか、歴史認識については核心をしっかりと押さえる必要があると考えています。

歴史教科書では、侵略戦争・植民地支配を肯定する記述、韓国、中国などアジアの歴史をおとしめる記述、あるいは神話の復活、民衆の軽視と権力者の重視、天皇の役割の誇大化など、指摘されている点は多数あります。しかし、その真の目的にあるものは、日本がやった戦争はいずれにしても立派な戦争だった。日本の安全保障と自存、自衛のための戦争であった。アジア諸国の解放が戦争の目的であったと訴えています。その精神で子どもたちを教育するとしたら、子どもたちにどんな影響を与えるでしょうか。新しい歴史教科書発行の目的は、まさにここにあると思えます。

教育長、つくる会の方々は、次の採択の時期に焦点を合わせると言っています。市民的な議論も大に行う必要があると考えていますが、いかがお考えでしょうか。

見解をお聞かせいただきたいと思えます。

次に、民生福祉の向上について、特に市民の皆さんが充実を求めている課題について、重点を絞って質問をいたします。

介護保険制度は実施をされて、期間も短く多くの問題点も含めて新たな検討すべき課題も多々残されています。その中で、介護保険減免制度の具体的活用について質問いたします。

さきに、深刻な不況の実態に触れましたが、介護保険料の10月からの全額徴収を目前にして、保険料増の家庭への通知が行われました。これは高齢者を初め関係者に新たな財政負担を与えています。

長崎市における介護保険の減免制度は、厚生委員会における慎重な審議の中から、当局もやっと重い腰を上げ、制度として発足せざるを得ないものでした。いわば高齢者の重たい負担を理解し、積極的に制度化したのではなく、委員会の論議の過程の中でそうせざるを得なかったというのが率直な判断ではないでしょうか。運営の実態を考えると、災害、疾病、失業、農作物の不作のほか、市長独自の特別の理由を掲げ、この条件を満たしたものが適用の対象になりますが、実際の活用者はかなり限定された形になっています。私は、この点の根本的な改善を求めたいと思います。

見解をお伺いいたします。

次に、福祉医療費自己負担の軽減の問題です。本年1月、老人保健法の改悪が行われ、老人医療費の自己負担の引き上げにあわせ、乳幼児、障害者、母子家庭への医療費助成、いわゆる福祉医療の自己負担が引き上げられました。通院・入院とも、1日の自己負担額が530円から800円に引き上げられたわけであります。

ところで、今回の引き上げについては、全国でも長崎県と奈良県だけであると言われていました。他の県では、530円を据え置いたり、福祉医療費の性格を尊重して自己負担を廃止している県もあります。

検討してほしいと思うことは、福祉医療費の増額に関連して、老人保健法で高齢者の自己負担の増額が全国の大部分の都道府県、市町村で据え置かれてきているのに、なぜ長崎県は冷たい状況になっているのでしょうか。この際、財源などと筋の通らない答えではなくて、改善の意欲はないのか、その見解を率直にお聞かせいただきたいと思えます。

次に、乳幼児医療費の現物給付の問題です。乳幼児医療費無料化制度が少しずつ拡大していることについては、率直に評価をしたいと思います。今後の充実を求めるとともに、支給の方法について検討がどこまで進んでいるのか、見解をお聞かせください。

福祉医療費の支給方法は、ご承知のとおり、一つは、医療機関で支払った後、自己申請をする償還払い方式、もう一つは、受診日に自己負担だけで済む現物給付との2通りですが、利便さには大きな開きがあります。経済的な負担の一時軽減だけではなく、自己申請の煩わしさ、この点を早急に解消をする必要があるのではないのでしょうか。制度は必要だからつくる、利用については財源を渋るのでは現行制度そのものが生かされる形になりません。

この際、現物給付の導入の検討内容をお聞かせいただきたいと思えます。

次に、国民健康保険税の引き下げと資格証明書の発行の問題について質問をいたします。不況が長引く中で、本来、市民生活を守るために社会保障の充実こそ求められているときに、市民の各種の負担はふえ続け、生活が圧迫されている実態は、各種資料の中でも証明をされています。

国民健康保険税は、平成8年から5年間の据え置きはあるものの、結果としては、負担が重たいことは、市民の皆さんが日常の生活を通して感じておられると思えます。

本年の予算審議の時点では、累積の滞納総額は約28億3,000万円という答えでした。同じく不納欠損は3億4,000万円と報告されています。短期保険証を実施し、約9,000世帯に交付をする、医療費通知の回数をふやして各家庭に送る、あるいはわざわざ徴税員をふやして滞納一掃に力を入れる。しかし、それでも滞納額や不納欠損がふえ続けている実態は、制度そのものに無理があり、今、率直な見直しが求められていると判断をいたします。

もともと、国民健康保険事業の被保険者は、低所得者や一般的に社会的な弱者と言われる方々が多数を占めています。ざっとした数字で言いますと、100万円程度の年金で生活をしながら、10万円前後の保険料を納めなくてはならない。これが今の率直な実態です。この機会に、保険税引き下げの見解を強く求めたいと思えます。

次に、資格証明書の発行の問題です。高い保険税に苦しんでいる被保険者が多いことは指摘したとおりであります。ことし4月からは、税の徴収にかかわって納税相談に応じないと悪質な納税者と規定をして資格証明書を発行するとしています。現在でも悪質とみなしている納税者には、差

し押さえその他を含めて法的な手段を行使している。法律上、措置できる方法は十分にあるものと思います。結局、資格証明書の発行は、通常の保険証、短期の保険証、資格証明書と被保険者を差別するものであり、健康保険制度の精神そのものを根本からゆがめるものではありませんか。資格証明書の発行は、私は率直に言うべきではないし、実施するべきではないと考えています。

見解をお聞かせください。

最後に、公立保育所の拡大充実について、端的に質問をいたします。

保育所における待機児は、本年4月の時点で約340名と言われています。数字が動きますので、通常は300名前後でしょう。少子化対策が強調され、子育て支援が要求されているとき、なぜ待機児童が減少しないのでしょうか。早急に公立保育所をふやして、子育て支援の声に応えるべきではありませんか。

以上、見解を求めたいと思います。

壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。＝（降壇）＝

副議長（江口 健君） 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

市長（伊藤一長君） 皆さん、おはようございます。

中田 剛議員のご質問にお答えをいたしたいと思えます。

まず、第1点の雇用・失業対策など市民生活を守る課題につきましてでございますが、現在の雇用・失業状況につきましては、中田 剛議員ご指摘のとおり、また、先日におきましては、井原東洋一議員の一般質問の際にもご答弁を申し上げましたとおり、8月に総務省が発表いたしました労働力調査によりますと、全国の完全失業率は、昭和28年の調査を開始して以来、最悪の5%に達しており、九州ブロックにおきましては、既にことしに入り、1月から3月期で5.5%、4月から6月期で5.7%と大変厳しい状況下にございます。

また、本市を含むハローワーク長崎管内の月間有効求人倍率は、本年7月末現在で0.49倍と、前年同月の0.39倍と比較して0.10ポイント上回っており、若干の回復傾向にあるものの、雇用情勢は依然として厳しい状況にあると認識をしております。

さらに、今後予定されております不良債権処理などの構造改革が進めば、企業倒産等とそれに伴う失業者数の増加が予想されており、雇用情勢は厳しさを増していくものと考えられております。

このような状況下、さきの国会で経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する法律、いわゆる再就職促進法が可決をされました。これは事業主による離職予定者の再就職支援を促進するとともに、地域雇用開発の推進などを目的として改正されたものでありまして、10月1日から施行されることとなっております。

また、総理大臣を本部長とする政府の産業構造改革・雇用対策本部は、不良債権の最終処理などによる「聖域なき構造改革に伴う痛み」の軽減措置として、新市場・新産業の育成による雇用創出、人材育成・能力開発の推進、安心して働ける就業環境の整備、労働市場の構造改革に適した雇用面のセーフティネットの整備の4つを柱とした中間報告を6月にまとめ、今月中にも総合的な政策パッケージとしてまとめられることとなっております。

現在、そのための具体的な検討がなされているところでありますが、与党の総合雇用対策協議会におきましても、今月7日に総合経済・雇用対策をまとめて、その中で公的サービス部門の雇用創出のための緊急地域雇用特別交付金の拡充などを打ち出しているようですので、長崎市といたしましても大いに期待しているところであります。

さて、議員ご指摘の雇用・失業対策事業についてでございますが、本市といたしましては、これまで国の緊急地域雇用特別交付金事業として、平成11年度から総額2億円余り、延べ19事業にわたる雇用創出事業を実施してきたところであり、期限付きの雇用ではありましたが、一定の雇用創出効果があったものと考えております。そのため、これから予想される雇用情勢の厳しさに対応するためにも、このような何らかの対応を図る必要があると認識しているところであります。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、国の政策が近々臨時国会に提出されるようでありまして、これらの国の雇用対策の動向を見極めながら、また、皆様のご指摘を参考にさせていただきながら、新たな需要に対応できる雇用対策を

検討してまいりたいと考えております。

なお、基本的には、雇用の創出はあくまでも民間の企業等の独自の経済活動の中で生み出されるものでありますので、今後とも雇用の場の創出に向けての地域経済の振興について、市としても支援してまいりたいと思います。

また、側面的な雇用対策になりますが、事業主への求人確保のお願いや雇用に係る助成金等の周知につきましても、ハローワークを初めとした関係機関と連携を取りながら進めているところでありまして、今後とも市民生活の安定に努めていく所存でありますので、ご理解を賜りますように、よろしくお願いいたしたいと思っております。

次に、民生福祉の向上の中の公立保育所の拡充について、私の方から答弁をいたしたいと思っております。

長崎市には、現在、認可の保育所といたしまして、公立保育所12カ所、社会福祉法人等が設置する民間保育所54カ所、合計66カ所の認可保育所で児童の保育に対応しているところでございます。

保育所待機児童の解消策といたしましては、平成12年4月に東長崎地区に新たに民間保育所1施設を開設いたしました。平成11年度から13年度にかけての少子化対策臨時特例交付金事業の活用では、特に平成12年度事業として、民間保育所の施設整備による定員の増、及び需要が多い低年齢児の受け入れ拡大を行ってきたところであります。

これらとあわせまして、既存の施設の見直しによる定員の拡大も行っており、待機児童解消のため、中田議員ご指摘のように、合わせて約300人程度の受け入れ準備を講じるなど、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、国の保育所への入所円滑化対策実施要綱を受けまして、定員を超えた児童の受け入れなどを行っているところであります。しかしながら、保育所の待機児童は、本年4月時点で、ご指摘のように337人、就職活動等の求職中がその7割強を占めるとはいえ、前年の平成12年の同期の201人と比べると増加をしているのも事実でございます。

直近の本年8月時点におきましても、246人の待機児童がございましたが、さきに申し上げました少子化対策臨時特例交付金事業の活用や既存の施設の見直しなどによりまして、民間保育所の協力を

得ながら、この解消を図るべく取り組んでいるところでございます。

国におきましては、「仕事と子育ての両立支援策の方針について」を本年7月に閣議決定をし、待機児童ゼロ作戦として、平成16年度までに潜在を含めた待機児童の解消を図るとの方針が示されているところでございます。この中でも、施設の運営は民間を極力活用するとして、新設保育所については、既存の公的施設や民間施設を活用して社会福祉法人等の民営で行うことを基本とするとされているところでございます。

本市といたしましても、待機児童の状況には地域的に偏りがあることなどを踏まえ、引き続き既存の民間保育所等の施設の拡充を行い、待機児童の解消を図るとともに、保育内容の充実並びに保育需要に速やかに対応できるように努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

他の件につきましては、それぞれ所管の方からお答えいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。＝（降壇）＝
教育長（梁瀬忠男君） 歴史教科書問題についてお答えいたします。

今回の教科書採択におきましては、従前からの文部科学省及び県教育委員会の指導に基づき、専門的な教科書研究の充実、適正かつ公正な採択の確保、開かれた採択の推進の具現化に向け、これまでの対策の手順や組織等の見直しを行い、より適正・公正な採択が実施できるよう努めてまいりました。

具体的な教科書採択の手順や組織の見直しにつきましては、長崎市教科書採択審議委員会規則を一部改正し、教科書採択審議委員会に、教科書調査委員と新たに教科書選定委員を選任するとともに、調査の期間や回数をふやすことで慎重に教科書研究が行えるよう配慮をいたしました。

また、具体的な教科書の調査研究を行うために観点を設定したところでございます。観点につきましては、すべての教科書が文部科学省の検定を経てきていることを踏まえ、主に、学習指導要領改訂の趣旨を具現化する立場から、1つ、自ら学び自ら考える力の育成、2つ、基礎基本の確実な定着、3つ、個に応じた学習の推進、4つ、教科書の体裁、5つ、内容や教材の配列等の5つの項

目を設定いたしました。これらの観点を踏まえて、5つの観点ごとに各教科書の特色を明らかにし、評価を行いました。調査委員会、選定委員会での調査検討を経まして、採択審議委員会でこれらの基礎的な資料や校長及び教職員の希望等に基づき、すべての教科書を対象として慎重な審議が行われ、教育委員会へ推薦する教科書の選定が行われました。

なお、教科書採択審議員につきましては、今回から学識経験者や保護者代表が加わったことを考慮し、延べ5日間、教科書の閲覧を実施したり、教育課程改訂に関する資料を送付したりするなど、新しい教育課程や教科書への認識を深めていただくよう配慮もいたしました。

また、採択の最終的な決定を行う教育委員に対しましても、教科書の調査研究及び選定等の経緯につきまして、定例の教育委員会においてその都度報告をするとともに、作成された資料の送付、教科書の閲覧等、改訂された教科書について理解を深めていただくよう配慮もいたしました。

教科書採択にかかわる教育委員会は、2日間にわたって開催をされ、選定委員会からの報告や県教委作成の選定資料、校長・教職員の希望等に基づき、必要によっては、実際に教科書の内容を確認するなど慎重な審議を経て、採択すべき教科書が決定されたところでございます。そして、開かれた教科書採択の推進に基づき、採択の結果や経過等に関するすべての情報を8月16日より公開し、教科書採択に関する業務を終了したところでございます。

教育委員会といたしましては、今回の教科書採択の手順や組織により、教科書採択の適正・公正さが確保され、本市児童生徒にとって有効な教科書が採択されたものと考えております。

したがいまして、小学校が3年後、中学校が4年後に実施される次回の教科書採択におきましても、今回の教科書採択で見直しを行った手順や組織等を踏まえ、より適正・公正な採択が実施できるよう努めていく所存でございます。

以上でございます。

福祉保健部長（高谷洋一君） 民生福祉の向上についてお答えさせていただきます。

まず、第1点目の介護保険減免制度の具体的な活用についてであります。本市における減免制

度につきましては、議員ご指摘のとおりでございます。そのうち、特別な事情があることにつきましては、運用上、収監や海外居住、また、居住用の土地建物を譲渡し、その代金を保証債務の弁済に充てた場合、さらに、その他特別な事情があり必要と認められた場合とし、その具体的な適用対象については、同じ社会保険である国民健康保険との整合性を十分図った上で、個々の具体的な事情に即し納付能力が認められないと判断された場合に限り、必要に応じた減免を行う制度を本年4月から設けているところでございます。

この減免を行う際には、生活保護法における最低生活費等を参考にさせていただきながら、被保険者の個々の具体的な事情に基づき、客観的に納付能力を著しく喪失しておられると認められた場合に限り、減免の対象とさせていただくことにはいたしております。

本市における減免に対する基本的な考え方を踏まえたとき、例えば収入のみに着目した一定の減免の基準を設けることなどは、正確な負担能力を個々に判断しないまま減免を行うこととなり、他の被保険者との負担能力の公平性が確保できないことになるため、あくまでも個々の具体的な事情に即した減免を実施していくことといたしております。

そこで、ご質問にございます減免制度の具体的な活用についてでございますが、まず、被保険者の皆様への周知等につきましては、現在、484回を数える制度説明会を初め、昨年9月に作成いたしましたガイドブック「なるほど介護保険」等による広報や市税等と同様に各個人へ送付させていただく納入通知書の中への明記及びこれに同封させていただくパンフレットへの記載により周知を図るとともに、介護保険課内に制度施行前より設置いたしております介護保険相談コーナーや介護保険相談ダイヤルによりご相談への対応を図るなどの取り組みを行っているところでございます。

さらに、7月9日に65歳以上の第1号被保険者の皆様へ平成13年度分納入通知書及び納付書を8万1,840人の方へ郵送させていただき、郵送後、8日間で延べ555件のご相談及びご質問等を電話や介護保険課の窓口で受け付けさせていただきましたが、その相談等の中においても、個々の具体的な事情をお聞きしながら、減免制度についてのこ

説明をさせていただき、9月3日現在で12名の方から「低所得のため保険料の納付が困難」ということで減免の申請がなされているところであります。

本市におきましては、国の保険料減免に対する考え方の3原則に従い、制度の枠組みの中で適正な減免を行うことといたしておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、福祉医療費の自己負担額の軽減についてでございますが、本市の福祉医療費制度は、ご承知のとおり、県の補助事業として、県市各2分の1の負担割合で、長崎県福祉医療費補助金交付要綱をもととして、長崎市福祉医療費支給条例を制定実施しているところでございます。この制度は、病気等で医療機関にかかり、保険給付が行われた場合は、受給者に対し、保険診療にかかる一部負担金に相当する額から医療取扱機関ごとに一月に保険給付が行われた日数に800円を乗じて得た額、なお、一月にその額が3,200円を超えるときは、3,200円を控除して得た額を福祉医療費として支給するものでございますが、長崎県下の他の市町村においても同様の制度を実施しているところでございます。

この福祉医療費は、乳幼児のほか、母子家庭や心身障害者等も対象とするもので、12年度の事業費は約7億4,000万円の見込みとなっております。これに加えまして、自己負担額を本市のみが引き下げるとは、財源的に見ても市の単独事業となりますので、現在の本市の財政状況等を勘案した場合、非常に厳しい状況でございます。

長崎県におきましては、福祉医療費助成制度についての制度のあり方等を協議検討するため、市長会の推薦する者8名、町村会の推薦する者6名、県職員3名、計17名で構成する長崎県福祉医療制度検討協議会を設置し、去る7月27日に第1回目の会議を開き、今日まで既に3回の会議を開催しております。会議の中では、自己負担額や福祉医療費の支給方法などが協議されており、年内に県の結論が示される予定ですので、その結果を踏まえて対応していきたいというふうに考えております。

次に、乳幼児福祉医療費の現物給付の実施についてお答えいたします。

本市の福祉医療費の支給方法につきましては、

受給者に、医療機関の窓口で一たん医療費を支払っていただき、その後、受給者の申請に基づいて支給する、いわゆる償還払い方式をとっているところでございます。

現物給付方式は、受診日に福祉医療費支給条例に規定する自己負担額を支払うだけで受診できることなどから、受給者にとって便利であることは十分理解しております。他の中核市においては、現物給付方式で支給している市が多くあることは承知いたしておりますが、そのほとんどは、県が現物給付方式の考え方に立っているところの市でございます。

本市といたしましては、この福祉医療費支給の制度は、乳幼児、母子家庭及び心身障害者等に係る医療費の一部を支給し、福祉の増進を図ることを目的とした制度であり、本人申請による事後給付という考え方に立ち償還払い方式をとっておりますが、これは長崎県と同様の考え方であり、県下の7市も本市と同じ償還払い方式を採用しているところでございます。

現物給付方式に変更した場合、健康保健組合等の家族療養付加給付金の調整や医療機関等への手数料の支払いなど、福祉医療費の増加の問題が生じてまいります。

また、現物給付方式の採用により国民健康保険事業に対する国庫支出金・補助金の減額も生じるものと思われまますので、財政的にも多額の費用を要することとなります。

なお、この国保の減額分につきましては、九州都市国民健康保険研究協議会から、国に対し、現物給付事業に対する国庫支出金・補助金の減額を廃止してほしい旨の要望が提出されております。

いずれにいたしましても、現在、さきに述べました長崎県福祉医療制度検討協議会の中で、自己負担額及び支給方法について検討がなされている状況でありますので、その動向を踏まえ対応していきたいと考えております。

以上でございます。

市民生活部長（妹尾芳郎君） 民生福祉の向上についてのご質問のうち、第4点目の国保税の引き下げと資格証明書の発行問題についてお答え申し上げます。

国民健康保険は、被保険者の相互扶助により成り立つ社会保険制度でございます、その運営は、

国などからの支出金と被保険者からの国保税収入でなされているところでございます。

国保税の税率算定に当たりましては、税の算定基礎となる医療費、被保険者数、世帯数及び被保険者の所得の動向等を勘案し、歳出に見合った歳入が確保できるかを種々検討した上で慎重に税率を決定いたしております。

近年の経済状況の低迷により被保険者の所得が伸び悩む中、本市におきましては、医療分については平成8年度より5年間据え置き、また、平成13年度の国保税につきましても、生じてまいりませぬ財源不足額につきましても、決算剰余金及び国保財政調整基金を充てることにより現行税率を据え置くことといたしたところでございます。

国保税は、保険者である各市町村が被保険者の医療費などをもとに決定し、その算定方式もそれぞれ異なりますので、各保険者間で差異が生じてまいりますが、本市と同様に所得割額、均等割額、平等割額の3方式のみで国保税を算定している他都市と比較してみますと、年間所得が150万円で1人世帯の場合、本市では14万9,000円となり、中核市16市のうちで長野市に次いで2番目に少ない負担額となります。また、九州県庁所在地8市の中では一番少ない負担額でございまして、被保険者の負担が高ならないよう努めているところでございます。

国保財政調整基金の状況を見ますと、平成12年度末で約16億8,600万円になる見込みでございませぬが、13年度の当初予算において、基金からの取り崩しを4億8,500万円計上しており、実質の保有額は約12億円となります。

基金につきましても、医療費が突発的に増大した場合や医療費の伸びと所得のバランスが大きく乖離し、大幅な税率改定を余儀なくされるなどの急激な変化が生じた場合に備えて積み立てているものでございます。

国保加入者の高齢化や生活習慣病の増加等により、増大していく医療費及び長期にわたる経済の低迷により国保税収入の伸びが見込みがたいなどの諸要素を勘案いたしますと、今後、大幅な税率改定も想定されるところから、基金につきましても、税率の引き下げに充てるのではなく、税率の引き上げを極力回避するための財源として確保し、弾力的に運用してまいりたいと考えております。

次に、資格証明書についてでございますが、ご承知のとおり、国民健康保険の資格証明書は、災害その他特別の事情がないにもかかわらず保険税を滞納している世帯に対して被保険者証の返還を求め、それにかわり交付されるもので、国保の被保険者間の負担の公平を図るとともに、悪質な保険税滞納者対策の一環として設けられているものでございます。

資格証明書は、平成12年度の第1期の納期限から1年を経過してもなお保険税を納付しない場合において交付が義務づけられているもので、資格証明書の交付につきましても、老人保健の対象者、原爆被爆者及び厚生労働省令で定める公費負担医療の対象者は適用を除外されており、また、災害等の特別の事情のある方については、その旨の届出書を提出していただき、さらに特別の事情が認められなかった場合等においては、弁明の機会を付与するなど、やむを得ない事情の考慮をすることとなっております。

現在、10月からの資格証明書交付に向けて事務を取り進めておりますが、6月議会でもお答え申し上げましたように、資格証明書の交付対象者としましては、その世帯の生活状況等を十分に把握し、国保税の負担能力があるにもかかわらず、督促や催告を行っても納税相談や指導に一向に応じず、滞納処分を免れるために意図的に財産の名義変更を行うような方、いわゆる悪質滞納者などを想定しており、資格証明書を交付することにより診療費が支払えず、医療機関等を受診できないなどのケースを極力つくりたくない方向で事務を行ってまいりたいと考えております。

また、交付対象者の認定に当たりましては、客観的かつ公平に判断するため、資格証明書交付判定委員会に諮り、交付に際しましては十分に検討を重ね、慎重に対応してまいりませぬ所存でございませぬ。

以上でございます。

16番（中田 剛君） 再質問を行いたいと思ひます。

福祉医療費の自己負担の軽減の問題、乳幼児の医療費の現物給付の問題について、福祉保健部長から答えがありました。話を聞いておいて、財政的な理由があつて実施することができないのか、県の方がなかなか言うことを聞かないのか、あるいは検討をしているのか、どれなのかいっちゃん

わからんです。率直に言ってね。だから、私は、その辺について、まず見解を求めたいと思うんですが、いわゆる福祉医療費の自己負担の問題というのは、なぜなのかということは、先ほど壇上で述べました。結局、長崎と奈良だけが、いわば自己負担がふえるという形になっているわけでしょう。どうして、そういう形になるんですか。不思議でならないわけですよ。むしろ、全体として、あなた方はよく他都市の現状を見ながらというようなことを言われるわけですが、例えば、お隣の佐賀県ではやられている。長崎ではやられていない。佐賀県と長崎県と比較をして、長崎がどうしてもできないんだという理由があるんですか。何かそういう理由があったら根拠を示してください。

その点をまずご答弁として要求をしておきたいと思います。

それから、乳幼児医療費の現物給付の問題なんですが、これも、あえて私が今回取り上げさせていただいたのは、もう相当古い課題なんです。お話がありましたように、多くの中核市では、既に現物給付に変わっていったわけですね。しかも、これは研究をいろいろして、あなた方の判断をお聞きしても、財源的には大体2億円ぐらいあればいいという結果になっているわけでしょう。せっかく制度として実現をしながら、この2億円程度の財源で前に進めないというのは、一体どうしてなのかと、私は思わざるを得ませんよ。だって、考えてみてくださいよ。公共事業という部分にはどのくらいのお金が遣われますか。例えば、平成6年から10年までの5年間ぐらいにかけては、いろんな公共事業があるわけでしょうけれども、1,500億円近くの借金をして公共事業を進めてきているんですよ。そういう分野にはそんなにお金をかけながら、市民の皆さんが求めている現物給付に対しても、わずか2億円かちょっとあればいいことなんです。それが実現できないというのは、一体何なんですか。

先ほど県との話というのがありましたけれども、いずれにしても、財政上の理由というのは、今や成り立つわけないんですよ。市民の皆さんの強い要求もあるわけですからね。もう少し前向きな答弁を、ひとつ部長の見解という形で出されたらどうですか。それとも、県との交渉があっているん

だったら、大体、いつごろ明確な方向が出されるんですか。その辺をひとつ市民の皆さんの前に、これは随分待たれている問題ですから、堂々と答弁してください。この点をまず要求しておきたいと思います。

それから、市長の方から雇用・失業対策について答弁がありました。答弁の中身については、市長も相当頭を痛めておられるということ率直に私も感じる事ができました。

そこで、私は、幾つか質問をしたいと思うんですが、例えば民間の企業とか、あるいは地方自治体でできる役割とか、いろんな分野があるかと思えます。基本的には、民間の企業が活力を取り戻すというのが、本来の経済の活性化のあり方であり、その活性化を通して市民生活が少しずつよくなっていくというのが本来の状況かもしれません。しかし、市長、考えてみてください。井原議員も質問されましたけれども、電機産業においても、NTTにおいても、日本の基幹産業といわれる大きな部分が、万単位でまだ雇用を減らしていくというわけでしょう。そういう状況に今なっているわけですよ。

ですから、そういう点では、一地方自治体として、これにどうするかという問題もあるかと思えます。その点については、改めて指摘をさせていただきたいと思うんですが、当面、長崎市としてできることは何なのかということを、私は、市長部局サイドで真剣に考えてほしいと思うんです。例えば緊急地域雇用特別交付金制度というのがあるという指摘がありました。これは大体、今年までの法律でほぼ終わりということになっているわけですが、市長が答えられましたように、総合経済・雇用対策という形、新たな装いで、比較的同種の問題が登場してくるのではないかとと言われてもおりますね。しかし、私は、これ一つをとってみても、活用の仕方では相当大きな効果を生むことができるというように考えています。

例えば、幾つか調べさせていただきましたが、会津若松などでは、観光振興の特別調査事業というのを、この制度の中でつくって、300人を雇用して観光の実態調査をやり、こういう形の一定の成果も上げているわけですね。長崎も前年度はかなり大きな成果を上げてきているんです。しかし、研究すればもっと価値あるものに私はなって

いくというように思うんですが、その辺がどう研究されているのか、今後、どうされようとしているのか、その方向性というものを率直に私は示してほしいと思います。部長、言っている意味はわかるとお思いますので、ぜひひとつ示してほしいと思います。

それから、介護保険について、私は一言申し上げておきたいと思うんですが、結局、国はいわば全額の免除は不相当であるとか、あるいは資産などが一部であれば、預貯金なども含めて考慮して、これはだめだとか、あるいは一般財源の投入は不相当だとか、要するに、答弁があったことが、これは国の指導、援助どおりなんです。一体、地方自治体の自主性はどこにあるのかと、私は率直に言いたいわけです。これは条例に基づく自治事務なんですから、判断は市町村ができるわけです。しかし、その市町村の判断の本当の特性というのが出ているのか出てないのかという点でいきますと、いわば国に右へ倣へと、こういう形になっているわけですね。この辺は、独自の判断というのは示されないんですか。その辺の答弁も求めておきたいと思います。

福祉保健部長（高谷洋一君） 福祉医療費についての再質問にお答えいたします。

今現在、長崎県及び8市、町村の代表と集まりまして、医療費の負担額の問題及びその支給方法の問題について、るる協議をいたしているところでございます。大体、この協議の結果が12月には皆様にお示しできるのではないかとこのように思っております。

私たちも6月に請願を受けまして、県下8市の福祉事務所長会、また今、県の検討会議の中でも、市民の要望及び議員の皆様の、厚生委員会で示された見解等につきましても、県の方にも十分説明をいたしている状況でございます。

財政の問題につきまして、中田議員さんが2億円とおっしゃいましたけれども、国保のペナルティまで入れると3億円程度になるかと思いません。医療費につきましては、多分、県は2分の1持つと思うんですが、市独自で現物給付に踏み切った場合につきましては、2分の1持たない部分が相当出てくると思います。2億円、3億円が大きいのか小さいのかというのは、いろいろご意見があるかと思いますが、私たちといたしまし

ては、やはり厳しい市の財政状況も踏まえながら、なるべく県と歩調をそろえながらやっていきたいというのが基本的な考え方でございます。

それから、介護保険の問題でございますけれども、国一辺倒ではないかとおっしゃいますけれども、現在、全国で減免制度を採用したのが、3,000を越すような市町村の中で、たしか139の市町村で行われていると思います。我々としては、長崎市は相当前進的に踏み切っているのではないかとこのように考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

以上でございます。

商工部長（石崎喜仁君） 雇用問題に対する再質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、今度の政府の発表では、過去3カ年の雇用創出効果が30万に達成するのではないと言われて、政府においても、今後、新たに雇用のセーフティネット構築の一環としまして、同事業の見直し拡充により、公的サービス部門の創出を考えたいと、このような報道もっております。

せんだっての井原議員の具体例等もございましたので、平成11年7月に設置いたしております緊急雇用対策連絡会議等で関係部局長とも協議してまいりたいと、そういうふうに思っております。16番（中田 剛君） 乳幼児医療費の現物給付ですね。ことしの3月議会で、あなたのところの課長が「改めて現物給付に実施をすれば、およそ2億1,000万円近くの財源が必要ですよ」というふうに答えているんですよ。何も、ここで2億円か3億円と言う必要もないでしょう。あなたのところの課長がびしゃっと答えているわけですよ。

それで問題は、12月時点で結果が出るように、いわゆる負担額とか支給方法について、県との協議が進んでいるということなんです。これは、今の答弁からいきますと、福祉医療費の自己負担の軽減の分野についても、あるいは乳幼児医療費の現物給付の問題についても、この12月にほぼ結論が出るであろうということの意味だと思いませんけれども、長崎市は前向きの方で結論を出すように努力をしているんですか。結論の出し方も結果がどう出るかなんです。市民にとっていい方向に出るのか、あるいは固定されたままに出るのか。両方とも結論なんです。いい方向に出

るような結論に、あなたはどう努力されているのか、市として。その辺の見解があればお示しをください。

時間が経過して大変申しわけないんですが、あと、歴史教科書の問題で、一応、今回不採択という形で処理ができましたので、それは納得をしたいと思うんですが、しかし、今回が過ぎたから、これは終わったということでは私はないというように率直に思っているわけです。これは単に、歴史教科書に新しい形のもが登場したというよりも、今、社会的な動きの中で、そういうものもあっていっているわけですから、私は、その点では、教育委員会としても、ぜひ重視をしてほしいということは、これは私の率直な見解として申し上げておきたいと思います。

それから、資格証明書の発行の問題についてなんですが、先ほど私は、長崎市の今の現状を申し上げましたが、そうしますと、原爆であるとか、老人医療とか、その他は対象外になっていくわけですから、大体、長崎市として、どのくらいが推定されているんですか。どのくらいの数になるだろうという推定になっているんですか。その辺をひとつご答弁をしてください。

福祉保健部長(高谷洋一君) 福祉医療費の支給方法及び負担額につきましては、私たちの方も県等の会議の中で積極的にいい方向にいくように意見を申し述べたいというふうに考えております。

以上でございます。

市民生活部長(妹尾芳郎君) 資格証明書の交付世帯の見込みでございますが、平成12年度第1期末納世帯及び未納者が、現在2,564世帯程度であるというふうに見込んでおります。

それから、ご指摘のように、老人保健法の該当世帯、原爆被爆者援護法の該当世帯、結核予防法等公費負担医療該当世帯、こういうものを控除いたしまして約2,400世帯、その後特別の事情等の届出がございますので、これから大分、控除されるということになりまして、最終的な見込みというのは、まだ立てておりません。

以上でございます。

16番(中田 剛君) 時間がなくなってきましたが、少し焦点を絞って、質問と若干のまとめた意見を申し上げておきたいと思います。

福祉医療費の自己負担の軽減の問題、乳幼児医

療費の現物給付の問題ですね。いずれにしても、市としては努力をするということだと、今の答弁は私は認識をするわけですが、市長部局は足並みをそろえてこの点については努力をしてほしいということをお願いしておきたいと思っております。

しかし部長、この際、苦言も言っておきますけれども、あなたは、具体的に6月議会で請願等の審議がやられた後、実際上は県との交渉というのはほとんどやられてないのではないですか。そういう声も率直に伝わってきているんですよ。すべてをよしとするものではありませんけれども、その辺は大いに、市民の皆さんの古くて新しい課題ですから、ひとつ実現を見ることができるよう努力をしてほしいというように思います。

それから、いま一つ、雇用・失業対策の問題で十分消化ができませんでしたが、私は今、いずれにしても、かつての失業対策事業、それに似た性格の事業を起こす必要があると思うんです。全く同じかどうかは別です。当時は、やはり失業対策を目的にして、例えば公園の清掃だとか、河川の整備だとか、専門的な知識を必要とするものではありませんでしたけれども、いわゆる社会の基盤づくりに大きな貢献をされた事業というのがあるわけですね。私は、こういうものを参考にしながら、いわばこの失業対策事業的な性格、今の緊急就労ですと、大体6カ月という期限がありますから、限定もあるわけですよ。だから、そういう点で、長崎市も研究をして、例えば長崎市として、具体的なそういった雇用・失業対策の事業がどうすればいいのか。民間に対しては、それは長崎市独自の見解だけではいけないでしょうけれども、長崎市も含めて、民間に対してはどういう部分を要求していくのか、そういう全体として、真剣に雇用・失業対策問題を長崎市の中心課題として取り上げていかないと、いよいよ大変ですよ。

私は、そういう点は、これは皆さんもそうだと思いますが、非常に大きな危機感を感じております。しかし、問題が大きいだけに、地方自治体としてもなかなか手を出しにくいという分野もあるかと思っております。率直に言って、しかし、放置するわけにはいかないわけですから、やはり行政が市民の立場に立ってどう努力をするのかという点をひとつ考慮に置きながら、この点は研究を進めてほしい。そして早く実施をしてほしいということ

を要求しておきたいと思えます。

最後に、公立保育所の問題です。市長の答弁で内容はよくわかりました。ただ問題なのは、今のご承知のとおりなんです、かつては、この公立保育所については、待機児童を保育所に入れようとしても、定員数を超えるものについては、そう簡単に入れなかったというのが実態ですね。しかし、今は、もう超過密ですよ、極端に言いますと、保育所。だから、保育所の現状というのはちゃんと知っておられるでしょう。入れられるだけに入れている状況にあります。もちろん、これで助かる人たちもおるわけです。しかし、子どもの真の成長というものを考えた場合、過密保育の実態というのは、必ずしもいいものではありませんよ。保母さんたちが通っていくところもないぐらい過密になっているではありませんか。いろんな問題点が率直に出されているでしょう。そういう点も含めて、ひとつ十分な善処をしてほしい。

時間の関係もありますので、そういった点を要望し、同時に質問の内容の中にも意見的なものを入れておりますので、意のあるところを酌んで、ぜひひとつ対応していただきたいと思えます。市長、よろしく願います。

質問を終わります。

副議長（江口 健君） 次は、10番吉原 孝議員。

〔吉原 孝君登壇〕

10番（吉原 孝君） おはようございます。

質問通告に従いまして、順次、質問をさせていただきます。理事者の簡潔で明快なご答弁を期待いたします。

なお、質問通告のうち、学校選択自由化については、時間が許せば自席より述べさせていただきます。

まず、教育行政についてお尋ねをいたします。

去る6月8日、大阪教育大学附属池田小学校で、学校に侵入した者によって、23名の児童や教職員が殺傷されるという、まことに衝撃的な事件が発生いたしました。このたびの事件は、8名の未来ある尊い命が奪われるという大変痛ましく、あってはならない出来事であり、被害に遭われた方々に衷心よりお見舞いを申し上げます。

私は、子どもたちが楽しく、安心して学べる場であるはずの学校で、多数の子どもや先生が被害を受ける、このような事件が起きたことは、まこ

とに残念でありまして、このようなことが二度と繰り返されてはならないという思いを強くいたすところであります。そのために、関係者が全力で再発を防ぐ必要があると考えます。

そこで、教育委員会として、本市小中学校の安全管理の方策を事件発生を契機に類似事件の発生防止の観点から、どのように講じられたのか、また、地域との連携をどのように取られるのか、お示しをいただきたい。

次に、新学習指導要領と学力低下の問題についてお尋ねをいたします。

来年4月より実施される学校教育の指針となる新学習指導要領のねらいは、完全学校週5日制の実施を前提に、1980年から始まった、いわゆるゆとり教育の考え方をさらに推し進め、教科内容を3割削減するとともに、自ら学び自ら考える力の育成を図るために、教科を越えて総合学習を行う時間を設けるというものであります。この特色は、大きく分けて2つあります。その一つは、学習内容の大幅削減と、もう一つは、総合的な学習の時間の新設であります。1980年代から始められたゆとり教育により、既に学力の低下は始まっております。

去る3月13日付読売新聞によりますと、昨年12月、小学6年生1,300人を対象に実施した学力調査をもとに、小学生の算数の学力が、ゆとり教育が導入されたこの20年間で大幅に下落していることが明らかになっております。

さらに、小学校の主要科目（国・算・社・理）、国語、算数、社会、理科の年間授業時間数を見ますと、次のように推移いたしております。1970年代年間3,941時間、この時間数を基準として比較いたしますと、1980年代3,659時間、282時間の減、90年代第2・第4休日の週5日制が実施され、3,452時間、マイナス489時間、それから来年、2002年実施される授業時間数によりますと、2,941時間で、実に1970年代と比較いたしますと、主要5科目の授業時間数が年間1,000時間減るわけでありまして、実に、1年間で1,000時間、主要科目の授業時間が少なくなるということでありまして。

総合的な学習時間が新設される教育効果を勘案いたしましても、今回の新学習指導要領の実施により学習内容の大幅カットと授業時間数の大幅な減少が図られ、公立小中学校の基礎学力は確実に